令和８年11月６日

質　問　回　答　書

「令和８年度嘉手納町放課後児童クラブ運営事業者公募型プロポーザル実施要領」について、質問書の提出のあった項目について以下のとおり回答いたします。

質　問　項　目	質　問　内　容	回答
施設の利用時間について	公募型プロポーザル実施要項に記載されている施設の利用時間が「午前８時から」となっておりますが、午前８時より前の時間から開所することは可能でしょうか。また、その場合、運営規定に定める開所時間についても、午前８時より前の時間に設定することは可能でしょうか。	可能です。ただし、開所時間の設定にあたっては、利用者の利用ニーズがあることを確認する必要があります。
長時間加算の補助金について	長期休暇期間中の開所時間を、午前８時より前の時間に運営規定を定め、開所した場合について、長時間開所加算の補助金の算定対象となるのでしょうか。	午前8時より前の時間に運営規定を定め開所した場合にも、長時間開所加算の補助金の算定の対象になりますが、開所時間の設定に当たっては、利用者の利用ニーズがあることを確認することに加え、開所時間中は職員の配置基準を満たす必要があります。
障害児受入推進事業の補助金について	年度当初に特別な支援を必要とする児童の応募がなく、対象児童が０名の場合であっても、年度途中を含め、随時受け入れ希望があった際に対応できる体制とするため、基準配置職員２名に加え、特別支援加配職員１名を常時配置することは可能でしょうか。 受け入れに備えた職員配置体制を整えている場合、実際に特別な支援を必要とする児童が０名の期間であっても、障害児受入推進事業の補助金の交付対象として認められるのでしょうか。	基準配置職員2名に加えて、特別支援加配職員を常時配置する事は可能になります。 また、障害児受入に必要となる専門的知識を有する職員を配置していれば結果として、年間を通して障害児の利用がなかった場合でも障害児受入推進事業の補助対象になります。
プロポーザル審査（プレゼンテーション）について	プレゼンテーションにおいて、プロジェクター等の機材を持ち込み、使用することは可能でしょうか。	プロジェクター、スクリーンは嘉手納町で準備いたします（機器の種類等は別途通知します）ので、機器類はノートパソコンのみの持ち込みを想定しております。
事業計画書【様式4】について	（3）育成支援の内容と部分には、「各項目の記載欄で収まらない場合は、別紙で記入してください」とありますが、それ以外のすべても項目についても、項目ごとに別紙の添付は認められるのでしょうか。	項目ごとに別紙添付は可能ですが、様式において、「別紙のとおり」のみが記載されることは想定しておりません。 基本的には様式内に情報を記載いただき、情報量が多い場合は要約した内容を様式に記載したうえで、別紙を添付してください。